

令和元年 全国都道府県代表者情報交換会 実施報告

日 時：令和元年 11 月 22 日（金） 13:00～17:00

会 場：東京都 アルカディア市ヶ谷（私学会館）

テーマ：「カリキュラム改正に向けての取り組みについて」

参加者：38 都道府県ブロック代表者 50 名（当協議会会長、副会長、常任理事、理事、監事含む）

会長挨拶



本日は 38 都道府県代表者の出席であった。今年も関東、東北に台風による災害があり、被災された学校もあった。お見舞い申し上げます。日本看護学校協議会は、全会員に向けて一斉メール、ホームページを通して、義援金を 11 月 30 日まで受け付けているのでご協力をお願いしたい。

この会は、平成 27 年の看護師等養成所の事務権限が都道府県に委譲されたことに伴い、都道府県の各校の運営等に格差が生じることを危惧し、そのため、情報交換会の必要性を感じ、当協議会が調整役となり、各都道府県看護学校協議会等の代表者に集まって頂くことからスタートした。その後、当協議会の会員校が全国に行き渡ったことを機に、昨年度からは、当協議会の 7 つのブロックの都道府県代表者の情報交換会として、再出発したものである。

本日は、看護課長 島田陽子様にご出席いただいているので、ご質問をされご回答を頂き持ち帰ってほしい。この情報交換会では貴重な時間を共有し、さらに来年度のブロック活動に期待したい。

島田看護課長講話

テーマ 「看護基礎教育の見直し」(意見交換含む)



《講話概要》

看護基礎教育検討会報告書が10月15日付けで発表された。今回の見直しの大前提には、現行の教育課程の枠組みを維持しつつ、すべての課程（准看護師養成所の教育課程も含め）の見直しがなされた。

保健師課程においては、28単位から31単位に変更。主な見直しのポイントは、昨今の災害の多発、児童虐待の増加の中、疫学データ及び保健統計等を用いて地域をアセスメントし、健康課題への継続的な支援と社会資源の活用等の実践能力を、事例を用いた演習等により強化できるよう、公衆衛生看護学の内容を充実させた。

助産師課程においても、28単位から31単位に変更。主な見直しのポイントは、産後うつや虐待等の支援として、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められていることから、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために、地域母子保健の内容を充実させた。

3年課程は97単位から102単位に変更し、総時間数の規程は削除した。

主な見直しのポイントは、専門分野を一本化したこと、情報通信技術（ICT）を活用、コミュニケーション能力の強化に関する内容の充実、臨床判断能力や倫理的判断能力の強化、解剖生理学等の内容の充実、対象や療養の場の多様化に対応できるよう教育内容を充実のため、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更したなど。

また、実習単位は23単位で同じであるが、成人看護学と老年看護学をまとめて4単位とし、領域別実習の合計は17単位とし、残りの6単位は、各校の自由裁量で設定できるものとした。

准看護師養成所の教育課程は、1890時間はそのままとし、科目指定を教育内容「論理的思考の基盤」「人間と生活・社会」に変更した。

また、1単位45時間とは、その学ぶべき内容が45時間を要するもの、つまり、1単位30時間の講義の場合は、それに15時間分の課題学習が必要であるということである。臨地実習に関しては、従来の1単位45時間の規定を外した。また、実習時間1時間は60分をという規定も外した。

今後は、今迄以上に学ぶべき内容（学ぶべき内容）を明確に示し、自校での時間設定を柔軟にすることが重要になる。

また、専門分野の授業に於いても、授業効果に問題がなければ40人を超えても良いと変更になる。

看護教員の研修については、教務主任養成講習会の受講率がなかなか上がらないことを鑑み、実習指導者研修、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会の何れの受講単位でも互換が可能なシステムとなる。

また、従来では、基礎分野の講師は大学の先生が望ましいとされていたが、それを削除し、教育能力に問題がなければ、大学の先生に限らず多様な講師から学べることとした。

臨地実習施設の確保については、自校の位置する都道府県内で確保することとの従来の規程を削除した。それから、主たる実習施設の規定も外した。病院でなくても必要な力をつける場を考えてほしい。

また、一つの実習病棟に10名以下の実習生をとるという規程も外した。

教育方法では、領域横断など各養成所で工夫をしてほしい。

改正カリキュラムの実施は、3年課程では2022年度の入学生から施行されるが、2年課程における実施年度は、国家試験を同時に受験可能にするために、2023年度の入学生からの施行となる。

《質疑応答》

Q: 専門基礎科目は医師が教授している。

例えば、解剖生理学も医師が教授しているが内容が固い。

専任教員が教授することはできないのか？

→ 医師でなければならぬという規定はない。ただ、教授する能力に遜色がないことは必要要件でしょう。

Q: すこやか学級にて実習しているが、実習と演習の位置づけをどのように考えたらよいか？

→ 臨地実習は実践の場で行うもの。実習は実習要項がある。

演習はシラバスで位置づける。

Q: 地域での実習を行っているが指導者が不在である。問題はないか？

→ 看護師が不在でも、他に適切な指導者がいればよい。

Q: 県に新たに実習施設としての申請をする場合、主たる実習施設が外れた場合の申請はどうなるのか？

→ 都道府県の規定があると思われる。

従来も1単位以上については申請が必要であり、1単位未満の申請をどうするかと思われる。

Q: 改正案では時間数の規定がない。常識の範囲ということになると思われるが、どのように考えたらいいのか。

→ 臨地実習も30時間～45時間で設定が可能になるということ。

実習科目によっては30時間や45時間など違ってよい。

Q: 教育環境を整えば40人以上の合同の授業も可能となるのは、2022年度入学生からですか？

→ 2022年度入学生から適応です。

指定規則と一緒にガイドラインも改正し通知するので確認してほしい。

当協議会からの情報提供

① 「看護基礎教育検討会」報告と提言 (池西 静江 会長)

検討会は10回開催された。概要は厚生労働省のホームページで見てほしい。

今回の改正は各学校が柔軟にカリキュラムを作成し、どういう人材を育てたいかを考えて教育することを強調している。

技術項目ではベッドメイキングを外し、シーツ交換が残るなど卒業時の到達目標の技術項目は整理された。地域・在宅看護論の単位数が増えるなど地域包括ケアシステムの推進をめざす意図がある。卒業生に何を期待するか各校で検討し、自校の特徴を出すことができる。

臨地実習では、1時間を60分とする考え方がなくなり、講義と同じく45分でのカウントが可能になるが、安易に考えないでほしい。病院は指導者が揃っているので、どこまで地域の実習を広げていくかである。病院以外での臨地実習は3割以内であった制限もなくなる。ガイドラインが2020年度には出ると思うので、各学校が柔軟にカリキュラムを組み、「当校卒業生はこんな力を持っている」とアピールできるといい。

領域横断型カリキュラムはやらねばならないというのではなく、カリキュラムを柔軟に考えて実施するための一つの方法である。

例えば増えた単位数の中で必要な科目を位置づけてもよいと思う。臨床判断能力の育成の強化が課題であろう。

この度、厚生労働省の委託事業で「カリキュラム編成ガイドライン(仮)」を当協議会で今年度の3月までに作成することになった。皆さんからの質問は、このガイドラインの最後にQ&Aという形で載せたので、グループワークの中であげてほしい。

② 「日本看護学校協議会認定 教務主任養成講習会の中間報告」 (鳥井元純子副会長)

教育目的は「看護教育における教育課程・教育方法の開発能力を養うとともに、看護教員に対する指導的役割を果たす能力を磨き、看護学校運営を推進する能力を啓発する」である。

受講者の背景は、59名が受講(2科目のeラーニング)したが、対面授業(演習)を前に1名の受講中止者があり58名で推移している。

受講者のなかで多かったのは、51～55歳の28名、3年課程の51名、教務主任・教務部長の38名であった。

eラーニング(2科目)は、4月27日～7月1日、対面授業(演習)は、7月22日～8月21日であり全員合格であった。

受講者からの授業評価を見ると、eラーニングの「看護学教育方法と評価」「看護学教育課程開発」の全項目で「とてもそう思う・そう思う」が95%以上・90%以上と受講者の満足度が高かった。

対面授業（演習）では「看護学教育方法と評価」「看護学教育課程開発」の「とてもそう思う・そう思う」が85%以上・84%以上であり、満足度は高いと評価できる。

2科目が終了して見えた課題は、対面授業（演習）に関する適切で有効なガイダンスの提示の必要性、演習期間に余裕を持たせた計画の必要性であった。

今後、「看護学校経営」の対面授業（演習）が、12月29日～1月10日に予定されている。この中間評価を踏まえ少しでも効果的な学びに繋げていけるよう努力したい。

③「当協議会ブロック活動の変遷と中四国ブロックの実態について」（時本圭子 常任理事）

当協議会のブロック活動は、当初（平成17年）は当協議会の組織力強化を目的として創設され活動が開始された。厚生局の配置同様、全国7つのブロックでの活動となった。

ブロック活動が開始されて10年が経過した平成27年度に活動の総括をした。

また、昨年は、全都道府県に会員校を持てたことから、各都道府県のブロック代表者間の情報交換会を展開することとなった（本日の情報交換会）。

各ブロックの主な活動は、研修会と都道府県担当者の会議である。

当協議会の会員校（442校）へは勿論のこと、各都道府県にある非会員校への広報活動も行っている。

さて、中国四国ブロック活動に関することある。

本ブロックには9県内の会員校が属しており、活動内容は、研修会と担当者会議である。例年、研修会は8月に岡山で開催している（定着）。

また、担当者の会議はメールで実施することが多い。

この度、中国四国ブロックの教員の皆様にアンケートをお願いし、その回答にあった課題を「学生関連」「教員関連」「実習関連」「教育方法関連」で整理したところ、学生確保、専任教員の確保、実習施設の確保やカリキュラム改正など、それぞれに課題があることが分かった。

また、ブロック活動に期待することは「看護教員の資質向上のための取り組み」と「ブロック活動の運営方法」であった。

これらは、10年間の総括で明らかになった課題と一致していた。

グループワーク（情報交換）（今村看護教育係長 — オブザーバー）

参加者を8グループに編成し、「講話・情報提供を聴いて」、「自校のカリキュラム開発に向けて」の意見交換を行った。

今村看護教育係長は、グループを巡回の上質問等を受けられた。



グループワーク発表（主に質問）

1G： ICTの活用がイメージできないが、どのような活用をすれば教育効果があがるのか等、例を示してほしい。

例えば、アイパットを活用し、多職種とのカンファレンスの実施や講義を遠隔授業で実施する？

7G： 1G同様、ICTや遠隔授業のことで話し合った。

アイパットやWi-Fiの整備が大変である。ICT教育をするために、環境をどのように整えたら良いのか？

2G： 卒業時の技術項目と卒業時の到達度について伺いたい。

実習が困難な場合は見学でもよいというⅢの項目は、逆に注射など条件が揃えば実施してよいのか？

学生は免許を持たないので、どう考えたらいいのか。

また、BLSはIになっているが、臨地実習で体験できるのか？

8G： 臨地実習の時間数の考え方を伺いたい。領域ごとに1単位の時間数を30時間、45時間と変えて良いのか。30時間と45時間では重みが違うのでは？

- 2 G : 教育環境が整えば40名を超えて授業をしてもよいとあるが、どういう条件がそろえばよいのか指針をあげてほしい。
教育環境が整えば40人以上の授業も可能となると、40人という入学定員に影響するのではないか。
- 7 G : 2022年入学生から変更ということは、2021年に申請をあげることになる。
県によって対応が違うのは困る。厚生労働省へ伝えて頂きたい。「平等な指導をお願いしたい。」と。
- 6 G : 実践の場で学ぶ内容も、実習時間以外もカウントできるので夢が広がった。
学生は学内に出てきても、臨地には出てこない傾向がある。
臨地で学ぶことの最低時間を明記してほしい。
- 7 G : 教員の増員が難しいのなら、事務1名以上とあるのを、事務2名以上にならないか？
教務事務も1名以上置かなければならないのではなく、置くことが望ましいとあるが？
- 4 G : 現在のガイドラインに卒業要件として、出席すべき日数の3分の2以上を出席しないとならないとある。単位制なので要件を外すなど考えてほしいと、今村看護教育係長に伝えたら、持ち帰ること。
- 会長 : 今日、頂いた意見は検討の上、「カリキュラム編成ガイドライン（仮）検討委員会報告書」の【Q&A】に載せていきたい。
今後も質問等がありましたら協議会までお知らせ頂きたい。

(文責 山田 百合子 副会長)